

「人間関係士（中級）」資格認定審査委員会細則

（目的）

第1条 「人間関係士（中級）」資格認定制度規則第3条による資格要件は、本細則の定めるところによる。

（資格申請要件）

第2条 資格認定を申請できるのは、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 一般社団法人日本人間関係学会の学会員であること。
- (2) 「人間関係士（初級）」の資格を取得していること、または、それと同等の「人間関係に関する活動歴」や「研修歴」があること。
- (3) 日本人間関係学会の全国大会に参加し、ワークショップを受講していること。

ただし、全国大会に不参加の場合は、本学会認定の研究会、研修会、人間関係士養成協力機関で概ね2日間研修を受けていること。

- (4) 「人間関係に関する活動レポート」を提出すること。

（審査）

第3条 第2条(2)の「人間関係に関する活動歴」や「研修歴」は、申請された内容について、認定審査委員会で審査する。

（更新）

第4条 「人間関係士（中級）」には3年の資格更新制度がある。資格更新規定については別に定める。（規定はこれから検討します・杉山）

（細則の改廃）

第5条 本規則の改廃は、本規則の改廃は、本学会理事会での審議と承認により、理事長が決定する。

附則

この規則は、2017（平成29）年8月6日から施行する。